

第3次三条市環境基本計画(案)修正箇所

パブリックコメントでいただいた御意見のNo.に合わせ、資料右上にNo.を記載し、修正箇所にマーカーをしております。

※新たに追加するNo.60には、マーカーはございません。

イ 住み続け選びたくなるまちの実現

人口減少や社会インフラ等の老朽化といった問題に対応するため、農地や里山環境の保全では、環境に配慮した農業の推進や間伐材等の収集から発電まで一貫した取り組みによる里山の整備を行い、利活用可能な空き家の流通促進や空き家の発生防止、日常を支える地域交通の利便性向上に努め、まちの魅力向上に貢献します。



▲北五百川の棚田

ウ 環境啓発・環境教育の充実

地域、学校、職場などにおける環境啓発活動や環境教育により市民の環境に対する意識向上を図ることで、市民一人一人が身近な地域の自然環境や自然景観の保全などに努めるよう取組を推進します。



▲駒出川生き物調査

② 住み続け選びたくなるまちの実現

1 持続可能な社会の基盤づくり

■現状と課題

人口減少や社会インフラ等の老朽化といった問題に対応するため、社会構造の変化に合わせた対策が必要となっています。

農地・里山環境の保全においては、農業従事者や林業従事者の高齢化とともに、それらの担い手が不足し、耕作放棄地の増大や里山の荒廃は、様々な動植物の生息・生育環境が消失するだけでなく、有害鳥獣を招くことはもとより、水源かん養や治山・治水機能の損失、景観保全など、自然環境に大きな影響を及ぼすことから、担い手を確保していく必要があります。

総合的な空き家対策の推進においては、人口減少などを背景として今後も空き家の数は増加していくと想定されます。空き家は周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことから、積極的に空き家の利活用及び除却を進める施策を展開していく必要があります。

また、既存施設の有効活用においては、多くの子どもの利用が見込めた時代に整備された公園や緑地の遊具等が今後順次耐用年数を迎える中で、公園、緑地の恩恵が最大限に発揮されるよう、今日的な在り方を検討し、時代に合った形で更新していく必要があります。

公共交通の持続性確保においては、平成 23 年度から公共交通としてデマンド交通を導入し、高齢者をはじめとした市民の移動手段の確保に努めてきたところですが、持続性の確保等の課題が顕在化してきたことから、地域公共交通の利便性、効率性を向上させ、持続可能な運行体制を構築することで、今後の地域拠点の開発や社会情勢の変化に対応できる地域公共交通体系を目指し、定期的に施策を見直していく必要があります。

■施策の方向性

(1) 農地・里山環境の保全

農地の環境を保全するため、地域の生態系に配慮した水管理の工夫や、有機農業や減農薬、減化学肥料栽培といった環境に配慮した農業を推進するとともに農業を持続可能な産業として成り立たせるため、農業所得の向上を図ります。

里山の環境については、野生鳥獣との共生に向けた緩衝帯整備の実施や間伐材等の収集から発電まで一貫した取り組みにより里山の整備を行うとともに、経営の効率化等、林業所得の向上に向けた取組などを支援し、林業等における新たな雇用を促進することで里山の保全を図ります。

(2) 総合的な空き家対策の推進

利活用可能な空き家の流通促進に加え、危険な状態となった空き家の解体、さらに発生防止に向けた啓発活動等を行うなど、状態に応じた総合的な空き家対策を実施し

2 施策体系

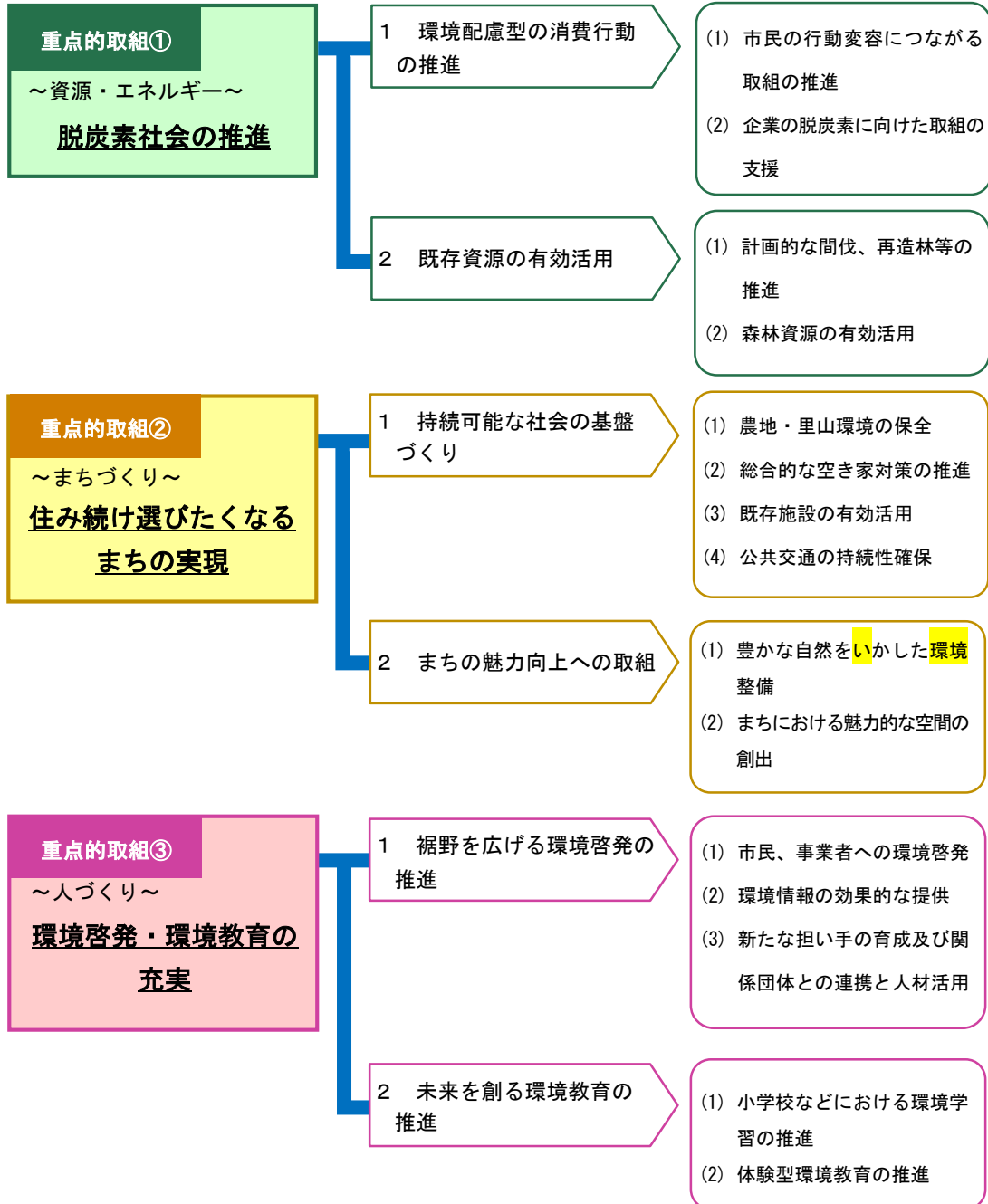
【環境像】

【小項目】

【主要施策】

つなげよう未来へ 豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう

3つの視点による重点的取組



従来からの継続した取組

① 自然環境の保全と創造

④ 地球環境への貢献

② 生活環境の保全

⑤ 環境保全に取り組む基盤づくり

③ 快適環境の保全と創造

2 まちの魅力向上への取組

■現状と課題

本市は、粟ヶ岳、守門岳を始めとする緑豊かな山並みと、信濃川、五十嵐川、刈谷田川に代表される水辺など豊かな自然に恵まれています。これらの自然をいかし、住み続けたい、そこに住んでみたいと思われる場の創出が必要です。

まちなかにおいては、三条市立図書館「まちやま」やまちなか交流広場といった市民が集う場が整備されましたが、今後、さらなるまちの魅力向上のため、地域の魅力を発信する取組が必要です。

また、高齢者が暮らしやすい環境整備の観点から、歩きやすい歩道や人にやさしくゆとりのある場の提供が求められています。

■施策の方向性

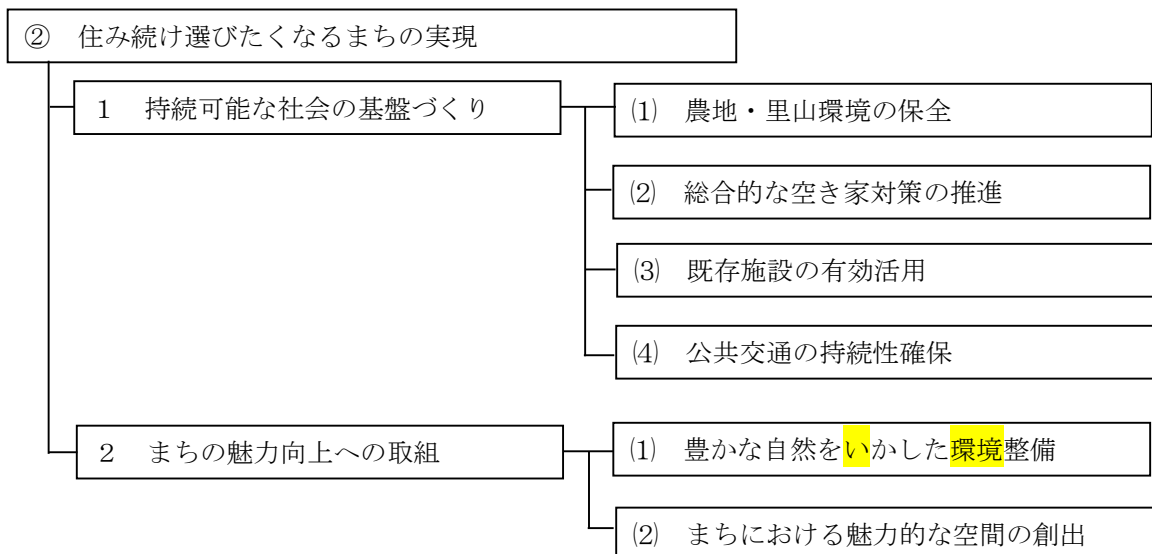
(1) 豊かな自然をいかした環境整備

本市の有する豊かな自然をいかした体験型の各種イベントの実施や農作業体験などにより、人と人、人と自然がふれあう機会を創出することによる魅力あるまちづくりを進めるとともに、豊かな自然環境への関心を高め、その保全へのきっかけづくりを行います。

(2) まちにおける魅力的な空間の創出

中心市街地において、周辺施設を活用し、イベントや交流機会を充実させ、地域の魅力を発揮・発信する取組を行います。また、中心市街地において今も残る歴史、文化等の景観資源を活用し、歩きたくなる空間づくりや、居合わせた人同士が気軽に交流できる場の提供を行うことにより、市民にとって魅力的なまち並みの形成を図ります。

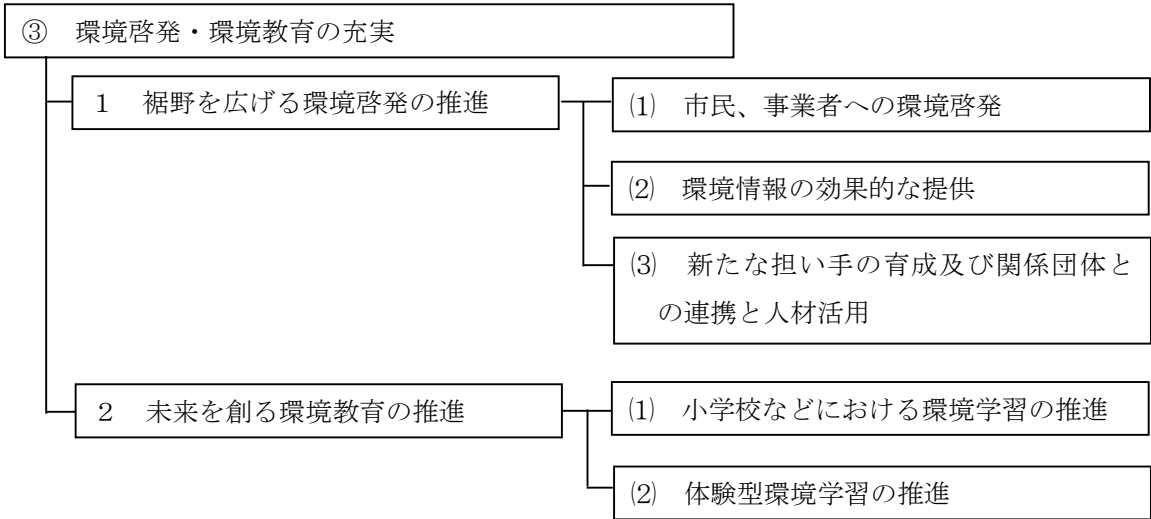
■施策の体系



■ 施策の説明

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1 持続可能な社会の基盤づくり	(1) 農地・里山環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した農業の推進 ・持続可能な産業として成り立たせるための農業所得向上支援 ・野生鳥獣との共生に向けた里山整備 ・林業施業の効率化と林業所得の向上の推進（再掲） ・木質バイオマス利活用の推進（再掲） 	市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体 市、関係団体 市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体
	(2) 総合的な空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制に係る啓発、適正管理の促進 ・空き家バンク制度の運用 ・古民家等の価値ある建築物改修支援 	市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体
	(3) 既存施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズを踏まえた公園の配置や機能の見直し ・街路樹等の植栽配置の適正化 	市、市民、関係団体 市、市民、関係団体
	(4) 公共交通の持続性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を支える地域公共交通の磨き上げ ・持続可能な地域公共交通基盤の整備 ・観光や来訪における交通機能の充実 	市、市民、関係団体 市、市民、関係団体 市、市民、関係団体
2 まちの魅力向上への取組	(1) 豊かな自然をいかした環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自然をいかした体験型イベントの実施 	市、事業者、関係団体
	(2) まちにおける魅力的な空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかイベント、交流機会の充実 ・魅力的なまち並みの形成 	市、市民、地域、関係団体 市、関係団体

■ 施策の体系



■ 施策の説明

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1 裾野を広げる環境啓発の推進	(1) 市民、事業者への環境啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・かんきょう庵における環境学習及び体験型イベントの開催 ・スポーツごみ拾い大会の開催 ・企業向け説明会の開催及び情報提供（再掲） 	市、関係団体、市民
	(2) 環境情報の効果的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さんじょう、ホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用した情報発信の充実 	市、関係団体
	(3) 新たな担い手の育成及び関係団体との連携と人材活用	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する新たな担い手の育成 ・NPOなど関係団体との連携 	市、市民 市、関係団体
2 未来を創る環境教育の推進	(1) 小学校などにおける環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・エコクラス認定制度の継続 	市

2 従来からの継続した取組

① 自然環境の保全と創造

■取組状況と課題

第2次計画では、「誰もが親しめる水辺空間の確保」、「生態系基盤の維持及び生物多様性の確保」、「自然とのふれあいの場としての里山・森林の保全」、「いのちを育む恵み豊かな農地の保全」、「ふるさとの良好な自然景観の保全」を目標に、親水性のある水辺空間の整備や活用を始め、自然と共生するためのマナーや保全意識の向上、地域の公益的機能を果たす里山・森林の保全、環境保全型農業の推進や地域農業の振興、自然公園の保全・活用に努めてまいりました。

具体的には、環境を維持するため、環境に配慮した整備に努めることを始め、小学生を対象とした環境教室では、自然観察のマナーや環境保全への意識の高揚に努め、自然・景観に関するイベントを通じての自然景観の保全意識啓発などにも取り組みました。また、木質バイオマス発電所に間伐材や林地残材を燃料として活用し森林整備を促進するとともに土づくりや化学肥料低減技術の取組などを通じ、環境保全型農業への支援を行いました。

しかしながら、木材価格の低迷や林業の担い手不足といった問題から間伐材等の安定的な確保が課題となっており、取組指標に対する市内産間伐材等の利用量の達成率が低く、その対策が課題となっています。

さらに、里山・森林、農地の保全については、農業従事者や林業従事者の高齢化とともに、それらの産業の担い手が不足し、耕作放棄地の増大や里山の荒廃を招くことはもとより、水源かん養や治山・治水機能の損失、景観保全など、自然環境に大きな影響を及ぼすことから対策を行っていく必要があります。

また、オオキンケイギクやウシガエルなどの外来種（特定外来生物）が市内全域に分布していることから、その対策について検討を行う必要があります。

加えて、生物多様性の保全や人と自然との結びつきなどの観点から、越後三山只見国立公園、奥早出栗守門県立自然公園を始めとした自然環境の素晴らしさを認識し、その保全に対する意識を高めていく必要があります。

■施策の方向性

「誰もが親しめる水辺空間の確保」では、今後も引き続き、吉ヶ平や北五百川の棚田をはじめとした美しい自然景観の保全を図るとともに、潤い



▲吉ヶ平 雨生ヶ池

3 取組指標

計画の着実な進行を図るため、次のとおり取組指標を設定します。

※ 現況値は令和3年度末における実績値、数値目標は令和10年度における目標値

※ 個別計画が改定された場合については、計画の改定に合わせて数値目標を修正することとします。

■重点的取組

①脱炭素社会の推進

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
1 環境配慮型の消費行動の推進	(1) 市民の行動変容につながる取組の推進	公共施設における再生可能エネルギーの利用の拡大	再生可能エネルギー利用施設数	16件	22件
	(2) 企業の脱炭素に向けた取組の支援	企業向け説明会の開催及び情報提供	企業向け脱炭素セミナーへの参加企業数	—	160社
2 既存資源の有効活用	(2) 森林資源の有効活用	木質バイオマスの利活用の推進	間伐材、林地残材等の利用量	6,389t/年	10,000t/年

②住み続け選びたくなるまちの実現

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
1 持続可能な社会の基盤づくり	(1) 農地・里山環境の保全	環境に配慮した農業の推進	農薬・化学肥料5割低減特別栽培取組面積及び有機農業取組面積	390ha	510ha
	(2) 総合的な空き家対策の推進	空き家バンク制度の運用	売却、賃貸借がなされたものの件数及び市による整備件数	42件	70件/6年

③環境啓発・環境教育の充実

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
1 裾野を広げる環境啓発の推進	(1) 市民、事業者への環境啓発	かんきょう庵における環境学習及び体験型イベントの開催	かんきょう庵における講座及びイベントの参加者数	2,049人/年	2,500人/年
2 未来を創る環境教育の推進	(1) 小学校などにおける環境学習の推進 学校教育に環境教育の推進	エコクラス認定制度の継続	エコクラス認定数	37クラス/年	40クラス/年
	(2) 体験型環境教育の推進	体験型環境教育の充実	体験型講座への参加者数	216人/年	300人/年

■従来からの継続した取組

①自然環境の保全と創造

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
1 誰もが親しめる水辺空間の確保	(1) 親水性のある水辺空間の活用	水辺に生息する動植物の保全活動及び各種レクリエーション・イベントの検討	水辺に生息する動植物の保全活動及び各種レクリエーション・イベントへの参加者数	90人/年	240人/年

②生活環境の保全

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
6 ごみの減量及び再利用・リサイクルの推進	(2) ごみ減量化の推進	ごみの発生抑制・再利用・リサイクルに関する意識啓発	ごみ排出量	38,555t/年	34,344t/年
			リサイクル率	13.3%	14.1%

③快適環境の保全と創造

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
2 誰もが気持ちよく暮らせるまちの形成	(2) 環境美化活動の推進	まち美化ボランティア制度の普及促進及び市民との協働によるまち美化事業の推進	まち美化ボランティア登録者数	2,232人	2,500人

④地球環境への貢献

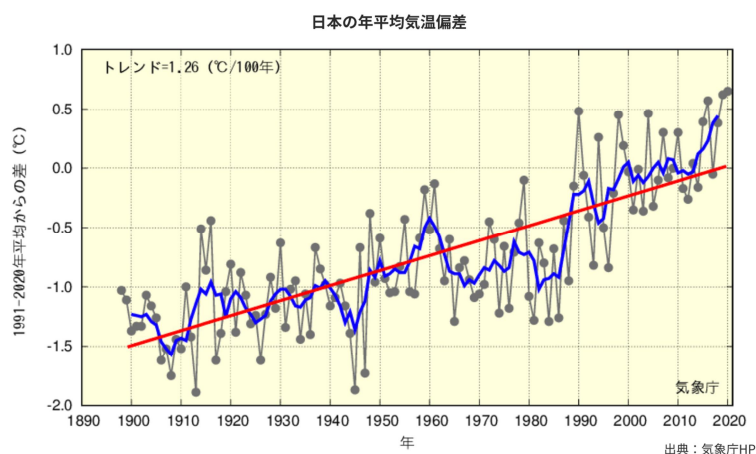
小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
2 地域から地球環境の保全への貢献	(1) 地球温暖化防止に向けた市の率先的な取組	地球温暖化防止実行計画に基づく取組	公共施設関係の二酸化炭素削減率 ※基準年 2013年 15,637t-CO ₂ との比較	32%	46% ※目標年度 2030年

コラム

～なぜカーボンニュートラルを目指すのか～

気候危機を回避するため、いまから取り組む必要があります

世界の平均気温は2020年時点で、工業化以前（1850～1900年）と比べ、既に約1.1℃上昇したことが示されています。このままの状況が続けば、更なる気温上昇が予測されています。



近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。個々の気象災害と気候変動問題との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されています。日本においても、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響が出ると指摘されています。こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されています。国民一人ひとりの衣食住や移動といったライフスタイルに起因する温室効果ガスが我が国全体の排出量の約6割を占めるという分析もあり、国や自治体、事業者だけの問題ではありません。

カーボンニュートラルの実現に向けて、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が取り組む必要があります。

将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるため、今から、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、取り組む必要があります。

出典：「環境省 脱炭素ポータル」

1 温室効果ガス排出量の推計

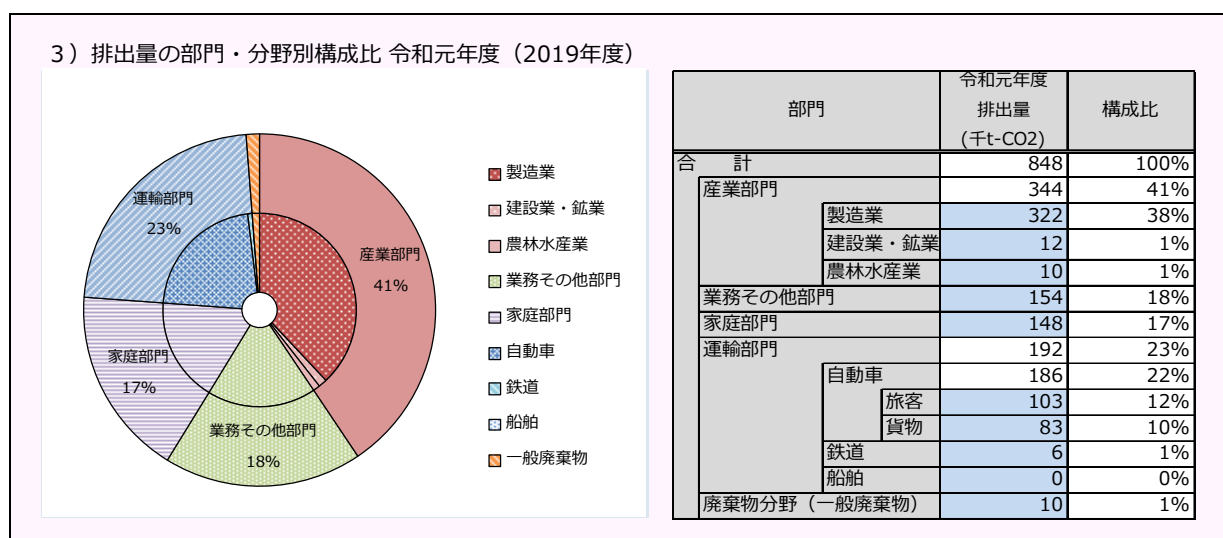
(1) 区域の温室効果ガスの現況推計

三条市では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。現況推計結果（※）は次のとおりです。

※ 「自治体排出量カルテ」で使用されている現況推計の算出方法

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/siryou/suikai-2.pdf

図 10 自治体排出量カルテによる部門別排出量(2019(令和元)年度)



出典：環境省「自治体排出量カルテ(三条市・2022(令和4)年3月)」

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html

用語		解説	該当頁
カ行	コミュニティ支援交付金	地域のコミュニティ機能を維持し、地域の実情に応じた多様なコミュニティの形成を図り、人のつながりや交流機会を充実させることを目的に、コミュニティ活動団体が行う活動に対して支援を行うこと。	48
サ行	再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどがある。	8、10、24、25 26、31、46、47 50、64、65、66
	里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。	4、11、14、21 25、27、29、30 35、36、37、50
	三条市生涯学習人材バンク	生涯学習関係の指導者を市に登録し、HP等を通じて、人材の検索・紹介、受付を行う仕組みのこと。	49
	三条市ポイ捨て等防止条例	地域の環境美化と快適な生活環境の保全を目的に「三条市ポイ捨て等防止条例」を平成18年8月1日に施行し、ごみのポイ捨て禁止、回収容器の設置義務、犬の飼い主の順守などを定めた条例のこと。	45
	自然公園	環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園のこと。	14、35、38
	自治体排出量カルテ	環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の標準的手法に基づく二酸化炭素排出量推計データや特定事業所の排出量データなどから、対策・施策の重点的分野を洗い出しするために必要な情報を地方公共団体ごとに取りまとめた資料のこと。	58、60、61
	集団資源回収	自治会、PTA、老人クラブなどが地域活動として各家庭の協力で、家庭から出される古紙等を、日を決めて一定の場所に集め、回収業者に渡す活動のこと。	43
	循環バスぐるっとさん	三条市の市街地を中心に運行する循環バスのこと。料金は定額となっている。	28
水源かん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。	27、35	

用語		解説	該当頁
サ 行	スポーツごみ拾 い大会	まちをきれいに保ち、誰もが住みよい生活環境をつくり上げることに加え、ごみ拾いに「スポーツ」の要素を加えることで、“楽しさ”“面白さ”を感じられるエコ活動として、より多くの市民をターゲットに環境意識の向上を図ることを目的として開催する事業のこと。	31、33、45
	生物多様性	地球上には何百万種類もの生物が存在し、これらの生物が、例えば食べる・食べられるなど、お互いを利用し、支えあうといった繋がりの中で生きていること。	35、36
	全市一斉クリー ンデー	統一した日に環境美化活動を行う取組のこと。	45
タ 行	地球温暖化	太陽光で暖められた地表から放出される熱エネルギー（赤外線）が、人間の活動によって、大気中における温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇すること。	2、14、24、46 47、51、54、55 60、64、68、77 78
	地球温暖化対策 計画	地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。	2、54、60
	地産地消	地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組のこと。	25、46、65、67
	治山・治水機能	「水源かん養機能」と「国土保全機能」を合わせた機能のこと。国土保全機能とは、森林の深く広く張る根が土砂の流出や落石を防ぐ機能のこと。	27、35
	デマンド交通	利用者の予約に応じて停留所間などを運行する地域公共交通サービスのこと。	27、28、47
	特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼす恐れがあるため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律で指定された生物のこと。	35
ナ 行	ノーマイカーデ ー	一定の月日・曜日又は期間をノーマイカーデーとして定め、大気汚染の抑制と交通渋滞の緩和を目的に自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用の呼び掛けを行う取組のこと。	47、67